

プロペラ軸及び船尾管軸の検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正事項

プロペラ軸及び船尾管軸の検査に関する事項

改正理由

本会規則では、油潤滑式の船尾管軸受を有するプロペラ軸及び船尾管軸（第 1B 種軸及び第 1C 種軸）について、少なくとも 5 年間隔で軸を抜き出し、プロペラ取付け部の非破壊検査等を含めた開放検査を行うことを要求している。

IACS 統一規則 Z21(Rev.4)では、軸の抜き出し後 5 年目に潤滑油の管理状況の確認等の部分的な検査を実施し、軸の健全性を確認する際に、定期的な潤滑油分析の記録を併せて確認することで、軸受部温度計の設置の有無に係わらず、開放検査の実施期限を最大 5 年延期することを認めている。

本会規則では、上記と同様の部分的な検査により、開放検査の実施期限を最大 5 年延期することを認めている。一方で、定期的な潤滑油分析を行わない船舶を対象として代替措置を講じることも認めており、当該代替措置による期限の延長は、軸受部温度計の設置の要求がある第 1C 種軸の場合は最大 5 年、当該要求のない第 1B 種軸の場合は最大 3 年を上限としていた。

このため、開放検査を延期するために実施する部分的な検査の要件を IACS 統一規則 Z21(Rev.4)に基づくものに統一するよう改めた。併せて、鋼船規則等の総合的見直しの一環として、プロペラ軸及び船尾管軸の検査に関する規定が高速船規則を含めた本会規則内及び IACS 統一規則 Z21(Rev.4)との間で規則の構成を含めて整合するよう改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 第 1B 種軸の開放検査について、部分的な検査による実施期限の延期期間を最大 3 年から最大 5 年に改めた。
- (2) 開放検査を延期するために実施する油潤滑式の軸に対する部分的な検査における潤滑油の管理状況の確認時に、定期的な潤滑油分析の記録を併せて確認する旨規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 1.1.3, 1.3.1, 3.3.1, 6.1.3, 表 B6.1, 8.1, 表 B8.1

高速船規則 2 編 3.6.1, 3.9.1, 3.9.2, 3.9.3, 3.9.4

鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.3, B3.3.1, B6.1.3, B8.1, 表 B8.1.3-1., 附属書 B1.1.3-7.

高速船規則検査要領 1 編 1.1.9, 2 編 3.6.1, 3.9.2, 3.9.4